



警察政策学会 ニュースレター VOL.51

目 次

【巻頭言】

巳年は再生と変化の年

警察政策学会 副会長
東京都立大学 法学部 教授 星 周一郎 1

【研究ノート】

犯罪被害者と警察政策

警察政策学会 理事
中央大学 大学院 法務研究科 教授 滝沢 誠 3

【リレーエッセイ】

大規模災害の現場のトリアージに関する覚書

明治安田生命保険相互会社 顧問 富田 邦敬 6

お知らせ 10

巻頭言

巳年は再生と変化の年

警察政策学会 副会長
東京都立大学 法学部 教授 星 周一郎

令和5年1月に発生した、東京・狛江市で当時90歳の女性が犠牲者となる強盗致死事件を契機に「闇バイト」という言葉が一気にメジャー化した。本ニュースレターを手にされる読者諸氏には釈迦に説法であるが、闇バイトとは、おおむね、仕事の内容を明らかにせず、著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿を掲載し、簡単に高収入を得られるなら、と応募して、強盗や詐欺といった犯罪に加担する事象のことという。同年5月、東京・銀座の高級腕時計店で発生した強盗事件では、

現場に遭遇した通行人の撮影した犯行状況の動画から、その直後に、報道カメラが立ち並ぶ前で犯人が逮捕されるという一連の動きがつぶさに衆目にさらされるといったこともあってか、一時期沈静化したもの、令和6年8月以降、再び闇バイト強盗が多発するようになり、著しい社会不安を引き起こす。そして、同年12月、犯罪対策閣僚会議が、「いわゆる『闇バイト』による強盗事件等から国民の生命・財産を守るために緊急対策」を公表し、その中で、仮装身分捜査の実施を求めるに至った。

仮装身分捜査の導入それ自体は、平成24年に公表の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」において、すでに一定の見解が示されていた。そこでは、仮装身分捜査を、「捜査に非常に有効であると考えられる上、個人の意思の制圧や身体・財産等への制約が想定されず、人権と衝突する側面が比較的少ないと考えられる」ものとし、「我が国においても、最高裁判所の判例により、一定の条件の下でおとり捜査が認められているところ、その実効性が向上されるという観点からも検討することが望ましい」と提言されていた。翌平成25年に公表された「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」でも、「おとり捜査の積極的活用等」として「新たな捜査手法について検討する」との方向性が示されている。それらが、昨今の闇バイト強盗を契機に現実化されることとなり、令和7年1月に警察庁刑事局長の通達として、「仮装身分捜査実施要領」が策定されるに至ったのである。

この実施要領では、仮装身分捜査を、「捜査員が犯罪の実行者の募集に応じて犯人に接触するに際し、当該捜査員のものとは異なる顔貌、氏名、住所等が表示された文書等を提示して行う捜査活動（捜査の端緒を得る活動を含む。）」と定義する。そして対象犯罪を、闇バイトに関連する犯罪の捜査に限定するとともに、警視総監・警察本部長による指揮のもと、あらかじめその承認を受けた仮装身分捜査実施計画書に基づいて、「対象犯罪の捜査のため必要であって、他の方法では犯人を検挙し、犯行を抑止することが困難と認められる場合に、相当と認められる限度において実施することなどを規定する。全体として、濫用にわたることのないよう、厳格な体制のもとで、限られた状況においてのみ行うという基本方針のもとに作成されている。たしかに、捜査員が身分を偽るために用いる「仮装身分表示文書等」は、書面のものの原本は交付しないなどの対応が定められてはいるが、偽の住所・氏名・免許証等番号等の情報自体は犯人グループに伝わるため、それを用いた新たな違法行為が犯人グループの側でされることがないような対策も必要となりうる、などの事情を考えれば、「通常の捜査手法」として広範に用いるべきものでないことは、この捜査手法に固有の性質等を考えれば、自明のことともいえる。

とはいって、今般の仮装身分捜査の実施に関しては、疑問に思う向きもある。

一つには、仮装身分捜査によって「闇バイト」事案の解決が十分になされるのか、という疑問である。犯人グループも一定の警戒をしながら対応するようになり、結局は指示役等の中心人物の検挙には至らないのではないか、という可能性は十分に考えられる。しかしながら、これまで実務経験の全くなかった仮装身分捜査に関するノウハウを得ることには、後に述べるように、重要な意義がある。

また、このような捜査手法を警察内部の「実施要領」にのみ基づいて行うことに対して、濫用防止として十分とはいえない、といった疑念の声も聞かれるところである。たしかに、翻って考えれば、従前から行われてきたいわゆる買い受け捜査について、麻薬取締官らが薬物取引の捜査に関して行う場合には厚生労働大臣の、警察官らが拳銃等取引の捜査に関して行う場合には地方公安委員会の許可を受けることという手続規定が、法律上設けられている（麻向法58条、銃刀法27条の3）。もとより、これらは買い受け捜査という類型のおとり捜査実施の根拠規定ではない。おとり捜査それ自体は、任意捜査として一定の範囲

において適法に行いうるとする見解が判例上確立しており、現に、著作物の海賊版の検査など、この種の規定のない犯罪類型においても、買い受け検査が適法に行われている現状はある。

ただ今後は、今般の闇バイト検査への仮装身分検査の実施に対する懸念の払拭という観点も含め、実施要領を法制化することも検討課題となりうるようと思われる。韓国では、児童ポルノ等の「デジタル性犯罪」に関する身分秘匿検査・身分偽装検査が法制化され（中村真利子=裴相均「韓国におけるサイバー犯罪検査の動向」比較法雑誌56巻2号127頁以下参照）、すでに多数の検査例のあることも報道されている。これは一例にすぎないが、今後、国際協調が求められる領域の犯罪検査に日本だけが関与しない／できない、という事態は、決して好ましいこととはいえない。闇バイト問題も、東南アジア諸国を舞台として、国際的課題になりつつあるとの話も聞く。それらを踏まえれば、今般の仮装身分検査をともかく実施し、そこから実施上のノウハウや課題を得つつ、それをいわば「立法事実」と位置づけ、場合によって必要とされる法的対応の準備を重ねていくことは、きわめて有意義なことといえよう。

また、以上とは全く異なるが、能動的サイバー防御の導入に関連する法制化では、警職法の改正も含めた対応がなされる旨が、本稿執筆時点では報じられている。昭和33年の改正案の廃案以降、図らずも「不磨の大典」と化した同法に関して、いよいよ新たな展開が迫っている。

これらの動きは、サイバー社会化がますます進展している状況下、犯罪検査・犯罪の未然防止策に関する従来のあり方に対して、地殻変動とでもいべき変革のうねりの徵候を示すものであろう。

「已年は再生と変化の年」との言葉があるそうである。すでに令和7年も2ヶ月を過ぎようとしているこの時期、巻頭言のタイトルとしていさか遅きに失する観もあるが、警察政策学会として、あえてこの言葉を想起しつつ、これら新たな動きに関する研究をより深め、その成果を示し、来たるべき警察活動に対する支援をさらに強めていくことが求められている。

研究ノート

犯罪被害者と警察政策

警察政策学会 理事
中央大学 大学院 法務研究科 教授 滝沢 誠

1 疎外してきた犯罪被害者

犯罪被害者は、平成初期までの法律学の文献上に限れば、ほとんど関心が寄せられてこなかった。警察との関係では、当時から既に国家公安委員会・警察庁が所管してきた犯罪被害給付制度があるが、犯罪という事件の当事者である犯罪被害者は、検査手続では犯罪被害を受けた直後から事案の真相解明のため参考人取調べを受け、公判手続では公開の法廷において被告人から厳しい反対尋問を受け、傍聴人から好奇の目にさらされることもあった。とりわけ殺人、傷害、性的自由に対する犯罪においては、犯罪被害者が刑事手続に関与することで受ける二次被害が深刻であった。また、加害者には資力がなく、損害回復の意思も希薄であり、民刑の峻別（分離）が徹底していることもあって、犯罪被害者は犯罪により生じた被害を

回復することが往々にしてできなかった。とはいっても、様々な学問分野で、犯罪被害者それ自体を考究する研究、刑事手続において犯罪被害者を無視し続けることを反省する学問的主張もあり（渥美東洋『罪と罰を考える』（有斐閣、1993）137頁以下）、これらは犯罪被害者それ自体を考究するものもあれば、解釈論さらには政策論・立法論として論じられるものもあったが、いずれも「少数説」であり、学界、警察においては、犯罪被害者に対する関心は総じて低かったといえよう。

2 犯罪被害者への関心の高まり

ところが、状況が一変する。平成7年には、阪神・淡路大震災、いわゆる地下鉄サリン事件といった世間の耳目を集める様々な事象が発生し、被害者一般に対する社会的な関心が高まってきた。警察においては、平成8年2月1日付け警察庁次長通達として被害者対策要綱が発出され、当面の基本的指針と推進すべき施策が示され、また、警察庁長官官房給与厚生課内に犯罪被害者対策室が設置された。その結果、犯罪被害者に対する施策は、警察の施策の一つであることがより一層明確になった。

他方、刑事訴訟法学においては、犯罪被害者に関する関心が次第に強まってきた。警察が主として犯罪被害者に接する捜査手続においては、既に被害者対策要綱に基づく運用が実現していたこともあり、刑事訴訟法学における関心は公判手続に向けられ、諸外国の法制度の紹介を踏まえつつ、証人保護、刑事手続に関する情報入手、公判手続への積極的な参加、刑事手続の成果を活用した損害回復の必要性が議論されてきた。その結果、平成11年には、証人等の尋問における尋問事項の制限及び証拠開示の際ににおける配慮義務が、平成12年には、性犯罪の告訴期間の撤廃、証人尋問の際の証人の負担を軽減するための証人への付添い、遮蔽、ビデオリンク方式による証人尋問、その録画に一定の要件で証拠能力を認め、犯罪被害者等による心情その他の意見の陳述、犯罪被害者遺族にも不起訴処分の際の検察審査会への申立権の付与が法定された。これらの立法により、犯罪被害者が刑事手続に関与することで受けける二次被害を軽減とともにその権利利益の保護が図られることになったのである（椎橋隆幸『刑事手続における犯罪被害者の法的地位』（中央大学出版部、2019））。

3 犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等基本施策

以上は主として刑事手続にクローズアップした犯罪被害者に対する平成前半期の施策であったが、さらに状況が一変する。平成16年12月1日には、議員立法として提出された犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が、第161回臨時国会において、全会一致で成立し、翌年4月1日から施行された。同法は、犯罪被害者等のための施策に関し基本理念を定めるとともに、国等が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを義務づけている。同年12月27日には、犯罪被害者等基本計画が策定され、4つの基本方針（尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、個々の事情に応じて適切に行われること、途切れることなく行われること及び国民の総意を形成しながら展開されること）及び5つの重点課題（損害回復・経済的支援等への取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続への関与拡充への取組、支援等のための体制整備への取組及び国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）が示され、5年以内に258の施策を推進することとなった。現在は、令和7年度末までを計画期間とする第4次犯罪被害者等基本計画が着実に進展し、わが国における犯罪被害者に対する施策が着実に推進されてきた（滝沢誠「第4次犯罪被害者等基本計画について」罪と罰60巻4号5頁以下）。

累次の犯罪被害者等基本計画の策定・実施により、わが国における犯罪被害者に対する学施策は、大きな転換が図られることになった。すなわち、学界においては、犯罪被害者の研究が犯罪被害者等のための施策を実現するという政策的学的な性質を持つのであれば、そのような主張を実現させるには、それが犯罪被害者等基本計画に取り込まれることが重要なルートの1つとなったのである。例えば、前掲の刑事訴訟法学における犯罪被害者の4つの関心の対象は、さらに公判手続への積極的な参加へと加速していった。すなわち、犯罪被害者等が訴訟主体として公判手続に参加し検察官とは独立した訴訟行為を行うことができるドイツの訴訟参加制度 (Die Nebenklage) に類似した制度の導入が主張された。この主張は、当事者主義に立脚するわが国の刑事訴訟においては一見したところ荒唐無稽の主張とも思われたが、前掲の刑事手続への関与拡充への取組のうち、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）に対応するものであり、前掲の犯罪被害者等基本計画においては、「法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行」うとして取り上げられた。そして、法務大臣諮問第80号を受けて法務省に設置された法制審議会 刑事法（犯罪被害者関係）部会においては、国家訴追主義、当事者主義、検察官起訴独占主義を堅持した上で、前掲の犯罪被害者の要望を踏まえ、犯罪被害者等が直接公判手続に関与することができる制度として、被害者参加制度が導入されたのである。ここでは、何らかのかたちであれ犯罪被害者等が直接公判手続に関与することができる制度の導入がいわば既定事項となっていたのであって、被害者参加制度の当否を検討するに当たっては、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に遡った議論が求められるとともに、既存の刑事訴訟の制度、それを支える基本理念・価値観と犯罪被害者の権利利益を調整されたものが、被害者参加制度なのである（滝沢誠「被害者参加制度について」刑法雑誌54巻2号19頁以下、同「被害者参加制度と公判前整理手続」井田良ほか編『新時代の刑事法学（上巻）—椎橋隆幸先生古稀記念—』（信山社、2016）321頁以下）。今後、被害者参加制度の在り方がさらに議論されるのであれば、累次の犯罪被害者基本計画の方向性を踏まえ、既存の刑事訴訟の制度、それを支える基本理念・価値観と犯罪被害者の権利利益を調整することが求められる。

また、警察との関係では、令和5年6月6日に開催された第16回犯罪被害者等施策推進会議（座長：岸田文雄内閣総理大臣（当時））において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、国家公安委員会・警察庁には、犯罪被害者等に対する施策の司令塔として、総合的な調整を十分に行い、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る責務があることが明確となった（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/suishin/kaigi/index.html> [令和7年1月31日最終確認]）。今後、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにつき広く国民からの要望・意見を受けた第5次犯罪被害者等基本計画が策定される。累次の犯罪被害者等基本計画においては、4つの基本方針及び5つの重点課題が引き続き取り入れられてきたので、第5次犯罪被害者等基本計画の策定にあたっても、従前までの犯罪被害者等基本計画との連続性を前提とすべきであり、国家公安委員会・警察庁は、社会状況の変化に伴って生じている犯罪被害者等に対する様々なニーズを的確に把握し、わが国及び諸外国の学問的な成果を十分に考慮し、第5次犯罪被害者等基本計画で取り上げられた各施策を所轄する府省庁間の横断的かつ総合的な施策の推進・展開が図られるよう調整し、もって犯罪被害者等基本法の理念が実現される社会を形成する責務がある。また、この政策形成の在り方を分析・考究することも重要となる。

リレーエッセイ

大規模災害の現場のトリアージに関する覚書

明治安田生命保険相互会社 顧問 富田 邦敬

はじめに

トリアージ（triage）という医学用語がある。災害等で多数の傷病者が同時に発生した場合、緊急度等に応じて治療優先順位を決定すること¹を意味する。

筆者が県警察本部長を務めていた際、当該県の災害警備計画案に現場のトリアージという文言が記載されていた。適切な現場選択という意味だったが、筆者はこの文言は十分な検討が必要と考え²、削除した。

大都市の災害で人命にかかる現場が同時多発した場合、警察はそれらに臨機に優先順位を付して対応せざるをえない。これは現場のトリアージと言えるが、結果的に平時なら救助できる要救助者を救助できない事態が生じうる。やむをえない事態であるとしても法的説明は必要と思われるところ、この検討は未だなされていない。医療のトリアージについて「優先順位の低い負傷者を救護しないことは、刑法218条保護責任者遺棄罪の構成要件にあたるが、同35条正当業務行為か同37条緊急避難として違法性が阻却される」旨の言及があるのみである³。

本稿は、阪神・淡路大震災発災30年を機にこの法的説明を試みたものである⁴。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

1 想定と問題

問題は、以下の想定における警察官の行動の法的説明である。極限的だが、大規模災害では起こりうる⁵。

【想 定】

大地震で多数の建物が倒壊、住民が下敷きになり⁶、火災も発生した。

¹ 日本救急医学会ウェブサイト <https://www.jaam.jp/dictionary/dictionary/word/1022.html>

令和6年12月13日閲覧。

² 筆者は兵庫県警察本部警備部勤務経験があり、阪神・淡路大震災時の救助活動について同県警察官から直接聴取する機会が多くあった。

³ 有賀徹ほか『災害時の適切なTriage実施に関する研究（厚生労働省平成13年度厚生科学特別研究事業）』31頁。

⁴ この説明は、感染症の大流行の際の人工心肺装置の使用（中止）等についてもあてはまると考える。

⁵ 阪神・淡路大震災で神戸市消防局が直面した事態についてNHKスペシャル『命をめぐる決断～災害多発時代 神戸からの問いかけ～』2019年1月17日放送。

⁶ 阪神・淡路大震災の死者（6,434名）の多くが圧迫死だが、火災が発生した場所では焼死もある（内閣府『阪神・淡路大震災教訓情報資料集【02】人的被害』）。

火災接近中の現場Aに到着した警察官5名は、倒壊した建物の下敷きになった住民1名の救助活動中、近隣住民から、同じく火災接近中の直近の現場B（保育園）に保育士1名と保育園児4名が閉じ込められている旨の急訴を受け、現場Aへの火災接近を認識しつつ救助活動を中止して現場Bに転進。5名を救助したが、現場Aの住民1名は火災で死亡した。

救助活動を継続すれば現場Aの住民の救助は可能だった。また、現場A、Bともに坂道の多い住宅地にあって相互に直近だが、道路損壊と瓦礫で警察署からの応援到着には長時間かかる状態だった。

2 刑事責任（不真正不作為犯と違法性阻却）

（1）構成要件該当性

ア 実行行為と因果関係

遂行可能な作為義務を負う者が、当該義務に反する不作為で構成要件的結果を生じさせた場合、当該不作為は構成要件に該当する実行行為とされる（不真正不作為犯）。

この作為義務は、法令、契約、先行行為、排他的支配及び保護の引受けを総合的に考慮して判断される（判例・多数説）⁷。なお、当該作為義務は遂行可能で（溺者救助であれば救助義務者に泳力がある。）、容易でなければならない⁸（当該泳力は救助に十分）。遂行不可能な作為義務を強いることは不当だからである。

想定を検討すると、まず、行政庁の権限行使はその裁量であるが（行政便宜主義）、国家賠償訴訟の判例⁹は、法律の趣旨・目的・権限の性質等に照らし、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く権限不行使は違法とする（裁量権消極濫用論）。

警察についても、国家賠償訴訟の判例¹⁰は、警察法2条1項が警察の組織体としての責務として個人の生命、身体及び財産の保護等を規定しているところ、海浜に打ち上げられた旧軍の砲弾が爆発した人身事故について、個人の生命、身体への危険が相当の蓋然性¹¹で予測される状況では、危険防止のため、法的権限を行使し、自ら又は関係機関に要請する等の措置を取ることは警察官の職務上の義務とする。

現場Aの住民は建物の下敷きで、さらに火災も接近して生命に切迫した危険があった。また、救助活動によって救助は可能で作為可能性・容易性¹²もあり、警察官は実際に救助活動に着手していた。これらを考慮すると、警察官には現場Aの住民との関係で救助活動（継続）の義務があり、その中止は当該義務に反する不作為だと考えられる。

さらに、救助活動中止と当該住民死亡（構成要件的結果）との間の因果関係も認められる¹³。

⁷ 大塚裕史ほか『基本刑法I 総論第3版』85頁（日本評論社、2023）。

⁸ 最判昭和33年9月9日刑集12巻13号2882頁。

⁹ 最判平成7年6月23日民集49巻6号1600頁（クロロキン薬害訴訟）。

¹⁰ 最判昭和59年3月23日民集38巻5号475頁。海中投棄された旧軍の砲弾類が海岸へ頻繁に打ち上げられ、住民はそれを不用意に扱っていて事故の危険があるが、通常の手段では危険除去できないという事案で、最高裁は、その状況を容易に知りえた警察は、警告等だけではなく自ら又は他の機関に依頼してそれらの回収等を行う義務があるとした。

¹¹ 事案の内容を踏まえると、具体的で切迫した危険と解すべきである。

¹² 作為可能性・容易性は現場の態様と相対的なものである。

¹³ 多くの場合、救助活動中止との因果関係は不明であろう。阪神・淡路大震災における圧迫死はほとんどが即死状態であり、焼死も圧迫死後の火災による外見上のものもある（内閣府防災情報・前掲注⁹）。

イ 構成要件的故意

構成要件的故意とは構成要件該当事実の認識・認容であり¹⁴、認容とは結果発生の可能性を認識しつつ甘受することである。想定では、警察官は現場Aへの火災接近の中で救助活動を中止しており、救助活動中止による住民死亡を認容していたと考えられ、刑法199条殺人¹⁵の構成要件的故意（認容）があることになる。

(2) 違法性阻却（正当行為）

このように考えると¹⁶、現場Aの救助活動中止は殺人の不真正不作為犯となるが¹⁷、これは一般の法感覚に反する。そこで、違法性阻却について検討する¹⁸。

ア 違法性阻却事由

適用が考えられる違法性阻却事由は、結果について（結果無価値）保全される利益が侵害される利益に優越する緊急避難（刑法37条1項）と、行為について（行為無価値）国家・社会倫理規範から相当とされる正当行為（同35条）である。

イ 大規模災害における救助活動

大規模災害における救助活動では、結果的に要救助者を救助できないことも多く、例えば現場Bの救助活動で誰も救助できなかった場合を考えると、事後的な結果で利益を比較する緊急避難は適切でない。これに対し、行為時を基準に相当性を判断する正当行為¹⁹は柔軟な判断が可能である。

ウ 結論

現場Aの救助活動中止は、現場Bの5名の要救助者という急訴、火災接近及び応援派遣困難に基づくもので、国家・社会倫理規範から正当行為として違法性が阻却される。

(3) 責任阻却（誤情報）

通説は、構成要件該当事実（構成要件的故意）に加え、違法性阻却事由の不存在を故意の認識対象とする（責任故意）。

したがって、想定で急訴が誤情報で現場Bに要救助者がいなかった場合、違法性阻却事由の存在を誤信しており、事実の錯誤として責任故意が阻却される（罪を犯す意思の行動ではないから、非難可能性はない。）²⁰。

¹⁴ 責任故意について後述。

¹⁵ 大塚仁『刑法概説（各論）増補二版』59頁（有斐閣、1982）。

¹⁶ 国家賠償から進んで刑事的な不真正不作為犯の成立には、作為可能性・容易性と住民死亡の認容が大きな要素となる。「助けようと思えば助けられたが、（死なせても）やむを得ないと思った。」。

¹⁷ 刑法219条保護責任者遺棄罪（置き去りの場合）の保護責任は不真正不作為犯の作為義務と同一のものであり、死亡を認容していない場合は保護責任者遺棄致死に該当する。

¹⁸ 違法性阻却は本的に法感覚によって決まる。後述最決昭和53年5月31日は、正当業務行為について、「法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上は認される」ものとしている。

¹⁹ 最決昭和53年5月31日刑集32巻3号457頁（外務省機密漏洩事件）は、報道機関の取材が国家公務員法111条秘密漏示行為の唆しとされた事案で、真に報道目的で、手段・方法が法秩序全体の精神から相当であれば違法性を欠く正当な業務行為であるとし、行為の社会的相当性を判断している。

²⁰ 大塚裕史ほか・前掲注⁷242頁。大判昭和8年6月29日刑集12巻1001頁は、違法性阻却事由の前提事実について錯誤がある場合、故意があるとはできないとする。

3 国家賠償責任

警察官の救助作業中止が、国家・社会倫理規範（法秩序全体の精神）から相当とされ、刑事的に違法性が阻却されるのであれば、同様に民事上も違法性は阻却され、国家賠償法による賠償責任も生じないと考える。

おわりに

先号の高橋清孝会員の指摘のとおり、阪神・淡路大震災は我が国の災害対策のターニングポイントであった。その後、東日本大震災の発災、さらに首都直下地震等の懸念もあり、警察の対処体制・訓練施設の充実が進められ、能力は飛躍的に向上している²¹。

それと並行して、救助活動の法的検討も望まれる。要救助者の家族が懇願する中で救助活動を中止・転進することは、現場のトリアージと言い換えても命の選択²²である。極限的な場合の現場の判断でも国家・社会倫理規範によって許されうることを警察官に周知すべきである²³。

²¹ 高橋清孝『災害警備施設の更なる整備に向けて』警察政策学会ニュースレターVOL. 50 (2024年)

²² 阪神・淡路大震災の際の医師についてABCテレビドキュメンタリースペシャル#27『命を諦めるということ トリアージを決断した医師の117』。

²³ 不作為が作為と同等と評価される不真正不作為犯も、国家・社会倫理規範から相当と判断される正当行為も具体的な内容の規定はなく、判断は容易でないが、心理的負担軽減は可能である。

お知らせ

<理事会開催結果について>

令和6年8月以降、理事会は2回開催され、その概要は次のとおりです。

1 第2回理事会（書面）

令和6年度第2回理事会（書面）では、以下1件の議案について原案どおり議決されました。

- (1) 議決の日 令和6年10月15日（火）
- (2) 議案案件 1件

第1号議案 新入会の承認の件（正会員：11名）

入会が承認された正会員は、次の11名の方です（敬称略・受付順、所属・役職は令和6年10月15日時点）。

穴井 誠二

加藤 伸宏

鈴木 信弘

井口 均

佐藤 立則

勝又 和枝

松古 和三

一瀬 圭一

小島 隆

高橋 潤

梶原 田鶴

- (3) 報告事項 1件

「令和6年度警察政策学会シンポジウム」の開催結果について

2 第3回理事会（書面）

令和6年度第3回理事会（書面）では、以下1件の議案について原案どおり議決されました。

- (1) 議決の日 令和6年12月24日（火）
- (2) 議案案件 1件

第1号議案 新入会の承認の件（賛助会員：1社）

入会が承認された賛助会員は、次の法人です（敬称略）。

株式会社エグゼクティブプロテクション 代表取締役 小林 勝人

※ 会員数（令和6年12月24日現在）

正会員：521名

賛助会員：38社（団体）

(3) 報告事項 1件

「令和7年度警察政策学会シンポジウム企画書（案）」について

令和7年9月5日（金）開催予定の令和7年度警察政策学会シンポジウムのメインテーマ「災害時における警察活動を支える情報通信（仮）」（担当部会：情報通信研究部会）

＜シンポジウムの開催について＞

令和6年度警察政策学会シンポジウムは、「匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的取締り」をメインテーマに、下記日程等で開催されました。

1 開催日時 令和6年9月6日（金） 13:30～17:30

2 開催場所 ホテルグランドアーク半蔵門

3 メインテーマ 「匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的取締り」

4 基調講演 「匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的取締り」

　　警察庁刑事局組織犯罪対策部長 江口 有隣

5 パネルディスカッション

「匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的取締りの課題」

(1) ショートスピーチ

○ 「匿名・流動型犯罪グループ出現の刑事法的な意味」

　　星 周一郎（警察政策学会副会長／東京都立大学法学部教授）

○ 「キャッシュレス社会の安全・安心の確保に向けた取組について」

　　根木 まろか（警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー事案防止対策室長）

○ 「金融庁における金融犯罪対策～今後の警察との連携にも触れて」

　　神谷 槟子（金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室金融犯罪対策連携調整官）

○ 「警察捜査の基本的考え方を踏まえた戦略の構築へ」

　　小野 正博（警察政策学会刑事警察研究部会長）

(2) 討論

○ コーディネーター 河原淳平（元警察庁サイバー警察局長）

○ パネリスト 江口有隣、星周一郎、根木まろか、神谷槙子、小野正博

(3) 参加者数

141名（会場91名、オンライン50名）

＜警察政策センター主催フォーラム＞

警察政策研究センターでは、以下のフォーラムを開催しました。

1 開催日時 令和7年2月10日（月） 13:30～17:50

2 開催場所 ホテルグランドアーク半蔵門

3 テーマ 「経済安全保障をめぐる現状と課題」

4 講演・パネリスト

◇ 井形 彰（東京大学先端科学技術研究センター特任講師）

◇ 田川 卓司（東レ株式会社法務・コンプライアンス部門主幹）

◇ 山田 雅史（警察庁警備局外事情報部外事課経済安全保障室長）

◇ Suni Pitman（米国連邦捜査局（FBI）法務官）

<警察政策学会資料の作成発行>

令和6年8月以降に発行した警察政策学会資料は、次のとおりです。

No. (発行年月)	標題	発行部会
第136号 (令6. 10)	女性活躍推進施策及び地域コミュニティ連携に関する諸考察	管理運用研究部会
第137号 (令6. 12)	江蘇省国家安全庁第6局による経済スパイ 韓国国情院による対米影響力工作 トランプ前大統領狙撃事件と警護の教訓	テロ・安保問題研究部会
第138号 (令6. 12)	近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心に—(第五輯)	警察史研究部会
第139号 (令7. 1)	米国のコンプライアンスと法人訴追の動向	管理運用研究部会
第140号 (令7. 2)	サイバー捜査の課題と展望について	刑事警察研究部会

<図書紹介>

最近の警察政策学会員の執筆・推薦図書紹介

(発行順、敬称略、定価は税込)

著者	図書名	発行所(発行年月)	定価
高橋 滋 (法政大学法学部教授・一橋大学名誉教授)	分権・公務改革と行政法学	弘文堂 (令6.11) ☎ 03-3294-4801	6,820円
坂本 静生 (日本電気株式会社パブリックビジネスユニット主席サイエンティスト(DID・AI)) 宇根 正志 (日本銀行金融研究所企画役)	AI・量子コンピュータにかかるリスク管理 セキュリティからガバナンスへ	オーム社 (令7.2) ☎ 03-3233-0641	4,840円
警察政策学会 警察法令研究部会 監修	令和7年版 警察官実務六法	東京法令出版 (令7.2) ☎ 03-5803-3304	4,510円
金山 泰介 (元日本大学危機管理学部教授)	三訂版 警察行政概論	三恵社 (令7.2) ☎ 03-6657-0970	3,190円
警察政策学会	警察政策第27巻	立花書房 (令7.3) ☎ 03-3291-1561	2,640円
警察大学校 編集	警察学論集 (毎月1回10日発行)	立花書房 ☎ 03-3291-1561	1,300円

編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。

記

☆ 警察政策学会 連絡先 (担当:金丸)

電話: 03-3230-2918 / 03-3230-7520 FAX: 03-3230-7007 Eメール: asss2@lake.ocn.ne.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電話: 042-354-3550 (内線3422) FAX: 042-330-1308 Eメール: PPRC@npa.go.jp